

会社法制定に伴う上場制度等の整備に伴う業務規程等の一部 改正等について

平成18年4月28日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、本年5月1日に「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が施行されることから、上場制度等について所要の整備をするため、「業務規程」等の一部改正等を行うこととする。

2. 改正概要

（備 考）

(1) 上場制度

新株予約権無償割当てにより発行された新株予約権証券の取扱い

新株予約権無償割当てにより発行された新株予約権証券について、現行の新株引受権証券の制度を引き継ぐ形で上場制度を設けることとする。

・ 有価証券上場規程第10条第2項等

設立後経過年数に係る上場審査基準の見直し

現行の「設立後経過年数」に係る基準に代えて「事業継続年数」に係る基準を設け、「取締役会を設置してから3年以上継続的に事業活動をしていること」を新規上場の要件とする。

・ 株券上場審査基準第4条第1項第4号及び第6条第1項第3号の2等

また、セントレックスについても、「取締役会を設置してから1年以上継続的に事業活動をしていること」を新規上場の要件とする。

株主資本（純資産）の額に係る上場審査基準及び債務超過に係る上場廃止基準の見直し

連結貸借対照表に「純資産の部」が設けられることを踏まえ、上場審査基準及び上場廃止基準における「純資産の額」の定義を見直すこととする。

・ 株券上場審査基準の取扱い2(5)a及びb、株券上場廃止基準の取扱い1(5)等

株式の譲渡制限に係る上場審査基準及び上場廃止基準の見直し

株式の種類ごとに譲渡制限を課すことができるようになることから、上場申請銘柄又は上場銘柄の譲渡について制限を行っていないことを要件とする。

・ 株券上場審査基準第4条第1項第11号及び第2項第5号、株券上場廃止基準第2条第1項第14号及び第2項第6号等

自己株式の第三者割当

第三者割当に関する規定について以下の見直しを行う。

a．上場前の第三者割当に関する規制の見直し

新規公開前の会社による第三者割当に関する規制において、現行では新株発行の場合のみを規制対象としているが、自己株式を第三者に割り当てる場合も規制対象に含めることとする。

・上場前の公募又は売出し等に関する規則第25条等

b．上場会社による第三者割当に関する報告制度の見直し

上場会社による第三者割当に関する報告制度において、現行は、第三者割当による新株発行のみを報告対象としているが、自己株式を第三者に割り当てる場合も報告対象に含めることとする。

・第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則等

株式無償割当ての効力発生日

上場株券に係る株主に対して、当該上場株券に係る株式と同じ種類の株式を割り当てる株式無償割当てを行う場合には、上場会社は、割当てを受ける株主が確定する日の翌日を当該株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。

・適時開示規則第20条の2等

上場会社が上場株券の全部を取得する場合の取扱い

上場会社が上場株券の全部を取得する場合において、取得と引換えに当該上場株券に係る株式と異なる種類の株式が株主に交付されるときは、通常の新規上場の場合よりも簡易な手続きにより当該異なる種類の株式に係る株券を上場できるよう所要の規定整備を行う。

・有価証券上場規程第10条第1項、株券上場廃止基準第2条第1項第18号等

新株予約権証券等の上場制度の廃止

新株予約権付社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び新株予約権証券の上場制度を廃止することとする。

・新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則等

(2) 決済制度

端株制度採用会社が単元株制度の導入に伴い株式分割を行う際の株券記載の株式数が読み替えられる株券についてはこれを決済物件として利用できないこととする。

・受託契約準則第20条

(3) 信用取引制度

剰余金配当の調整

制度信用取引における剰余金の配当の調整は、原則として、金銭の配当に限って行うこととする。

・制度信用取引に係る権利の処理に関する規則第2条等

権利処理の対象

付与された権利の内容につき、権利の行使に付された条件、譲渡性及び換金可能性等を勘案して権利の処理を行うことが適当でない場合は、当該権利の処理を行わないものとする。

(4) その他

その他、会社法制定に伴い、所要の見直しを行う。

・制度信用取引に係る権利の処理に関する規則第4条第5項

3. 施行日

平成18年5月1日から施行する。

以 上